

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業  
都道府県スマート農業ビジョン

都道府県名 山梨県

策定：令和 8年 2月 4日

変更： 年 月 日

1 目的

山梨県の農業は、日本一の生産量を誇るブドウ・モモ・スモモなどの果樹類を中心に、野菜、水稻、花き、畜産等の幅広い品目において産地が形成されている。近年、農業生産額は増加傾向にあり、県統計「農業及び水産業生産額実績」では令和6年に1,239億円を超え、また、新規就農者数は9年連続で300人を上回るなど、農業者の生産意欲は高まっている。

一方で、農業従事者の減少や高齢化が進み、荒廃農地も依然多い状況にあり、さらに近年では、生産資材価格の高騰・高止まりによる農業経営への影響も大きく、本県農業が置かれた状況は厳しいものにある。

このため、本県の農業産業を、さらに労働生産性の高い構造への転換を図るため、

- ①山梨県総合計画
- ②やまなし農業基本計画
- ③山梨県農業振興地域整備基本方針
- ④農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（山梨県）
- ⑤地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）
- ⑥山梨県水田収益力強化ビジョン
- ⑦山梨県果樹農業振興計画
- ⑧果樹産地構造改革計画
- ⑨やまなし野菜振興計画
- ⑩やまなし花き振興計画
- ⑪茶振興構想
- ⑫産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）都道府県事業実施方針

等との整合を図りつつ、ロボット技術やICT等を活用したスマート農業技術の導入と、農業者がスマート農業技術を最大限活用できるように利用効率を高める栽培体系や簡易な基盤整備に取り組む。

については、ここに都道府県スマート農業ビジョンを策定し、スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策のうちスマート技術体系転換加速化支援（地域型）（以下、「本事業」という。）を推進する。

## 2 基本方針

作物名	スマート農業の推進方針
全作物共通	<p>技術課題の解決を目的にスマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により、労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する。</p> <p>そのため、前項にて示した本県の農業振興に関する計画等と整合させつつ、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領（令和8年1月14日付け7農産第3856号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）別記1－2の別表1に示された技術課題を解決するための取組を行い、省力化・低コスト化・高品質化による労働生産性の向上及び需要に応じた安定的な生産を実現する。</p>
土地利用型作物、畑作物・地域特産物	<p>水田の水管理や畑のかん水の自動化、除草剤を使用しない水田除草作業ロボット、トラクターの自動操舵や直進運転アシスト、ドローンによる防除や施肥、各種センサーを活用した選別機等の栽培技術・機器の導入や、併せてその効果を高める栽培体系への転換を推進する。</p>
果樹	<p>果樹園のかん水や栽培施設における温度・湿度・日照管理の自動化、収穫・農作業アシスト機器、ドローンによる防除や施肥、リモコン除草機や防除機、樹体の自動管理装置等の栽培技術・機器の導入や、併せてその効果を高める栽培体系への転換を推進する。</p>
野菜	<p>畑のかん水や栽培施設における温度・湿度・日照管理の自動化、トラクターの自動操舵や直進運転アシスト、収穫・農作業アシスト機器、ドローンによる防除や施肥、各種センサーを活用した選別機、葉色の解析による生育診断等の栽培技術・機器の導入や、併せてその効果を高める栽培体系への転換を推進する。</p>
花き	<p>畑のかん水や栽培施設における温度・湿度・日照管理の自動化、光を活用した栽培管理や病虫害防除、収穫・農作業アシスト機器、ドローンによる防除や施肥、各種センサーを活用した選別機等の栽培技術・機器の導入や、併せてその効果を高める栽培体系への転換を推進する。</p>

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地スマート計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

スマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けた者及び同計画について地方農政局等との協議が終了しており、事業実施期間中に認定を受けることが確実と見込まれる者（以下「高度利用計画取組主体」という。）を除く取組主体が実施する本事業については、以下のとおり規定する。なお、高度利用計画取組主体が実施する本事業については「8 その他」に規定する。

#### (1) 本事業の推進・指導

本事業の効果的・効率的な実施に向け、山梨県農政部農業技術課が主体となって、県農政部各課、農務事務所、総合農業技術センター及び果樹試験場と各市町村・JAグループ等と連携し、事業推進、取組主体等の指導に当たる。

#### (2) 地域協議会等が作成する産地スマート計画・取組主体事業計画の審査方針

産地スマート計画に係る審査は、山梨県農政部農業技術課が主体となって実施し、必要に応じて事業の目的に関係する課や事業実施地区を管轄する農務事務所と連携することとする。

取組主体事業計画に係る審査は、地域農業再生協議会又は果樹産地協議会（以下「地域協議会等」という。）が行うものとし、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和8年1月14日付け7農産第3678号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、国実施要領別記1-2、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）ならびに別途県が定める本事業関連の交付要綱・実施要領（以下「県交付要綱・実施要領」という。）及び本ビジョンに基づき、本事業の趣旨に即した計画となっているか審査する。

また、審査を適切かつ公平に実施するため、各協議会の構成員である農務事務所等の県機関及び市町村の者が複数で実施する等、審査精度の向上に努めるものとする。

更に、審査を円滑に実施する観点から、各市町村等に設置されている地域協議会ごとに審査体制を構築し、事前審査を実施できる体制整備を行うものとする。

### 4 取組要件

対象作物	取組要件
土地利用型作物、畑作物・地域特産物	補助対象、対象者、補助率等の取組要件は、国交付等要綱、国実施要領別記1-2、県交付要綱・実施要領の規定に従うものとする。 果樹・茶の改植等を行う場合の対象品目・品種は、管内の地域協議会等が振興・推奨する品種とする。
果樹	
野菜	
花き	

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

高度利用計画取組主体を除く取組主体が実施する本事業については、以下のとおり規定する。なお、高度利用計画取組主体が実施する本事業については「8 その他」に規定する。

### (1) 提出書類

取組内容及び対象経費等の確認に際し、取組主体ならびに地域協議会等は、国交付等要綱、国実施要領、県交付要綱・実施要領、山梨県補助金等交付規則等に定められた資料、ならびに知事が必要と認める資料を別途定める期日までに県へ提出するものとする。

#### ・計画申請時

産地スマート計画、取組主体計画、機械導入計画書又は機械リース計画書、資機材導入計画書（簡易な基盤整備を実施する場合等）等。添付書類として、申請者の規約、見積書、規模決定根拠（利用計画含む）、カタログ（機械の能力がわかるもの）、改植実施園の位置図（改植の場合）等。

#### ・実績報告時

産地スマート計画（実績報告書）、取組主体計画（実績報告書）等。添付書類として、リース契約書の写し（リースの場合）、導入機械の写真、入札又は見積合わせ関係書類の写し、発注書の写し、納品書の写し、請求書の写し、金融機関での振込記録の写し、借受証の写し、領収書の写し（支払済みの場合）、検査調書等。

### (2) 確認方法

山梨県補助金等交付規則等に基づき実施する。なお、これら取組内容及び対象経費等の確認に必要な書類は、国交付等要綱、県交付要綱に従い取組主体の事業完了の翌年度から起算して5ヵ年整備保管するものとする。また、財産管理台帳その他関係書類は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、整備保管しなければならない。

## 6 取組主体助成金の交付方法

高度利用計画取組主体を除く取組主体への助成金は、市町村を經由し交付（市町村に交付）するものとする。取組主体が実施する事業が、複数の市町村にわたる場合は、その代表市町村を經由し交付（代表市町村に交付）するものとする。

高度利用計画取組主体への助成金は、県から取組主体に直接交付することとする。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体に対する条件は別紙に定める。

## 8 その他

スマート技術高度利用計画に基づき高度利用計画取組主体が実施する本事業の推進については、以下のとおり規定する。

### (1) 審査の方針、体制

スマート技術高度利用計画に係る審査は、山梨県農政部農業技術課が主体となって実施し、国交付等要綱、国実施要領及びスマート農業技術活用促進法、県交付要綱・実施要領及び本ビジョンに基づき、本事業の趣旨に即した計画となっており、かつ、認定された生産方式革新実施計画と整合性のとれた計画となっているかを審査する。また、審査においては、必要に応じて事業の目的に関係する課や事業実施地区を管轄する農務事務所と連携することとする。

### (2) 取組内容及び対象経費等の確認方法

取組内容及び対象経費等の確認に際し、取組主体は、国交付等要綱、国実施要領、県交付要綱・実施要領、山梨県補助金等交付規則等に定められた資料、ならびに知事が必要と認める資料を別途定める期日までに県へ提出するものとする。

#### ・計画申請時

スマート技術高度利用計画、認定された生産方式革新実施計画、認定通知、機械導入計画書又は機械リース計画書、資機材導入計画書（簡易な基盤整備を実施する場合等）等。添付書類として、見積書、規模決定根拠（利用計画含む）、カタログ（機械の能力がわかるもの）、改植実施園の位置図（改植の場合）等。

#### ・実績報告時

スマート技術高度利用計画書（実績報告書）等。添付書類として、リース契約書の写し（リースの場合）、導入機械の写真、入札又は見積合わせ関係書類の写し、発注書の写し、納品書の写し、請求書の写し、金融機関での振込記録の写し、借受証の写し、領収書の写し（支払済みの場合）、検査調書等。

確認方法は山梨県補助金等交付規則等に基づき実施する。なお、これら取組内容及び対象経費等の確認に必要な書類は、国交付等要綱、県交付要綱に従い取組主体の事業完了の翌年度から起算して5ヵ年整備保管するものとする。また、財産管理台帳その他関係書類は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、整備保管しなければならない。

## 【別紙】

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業 都道府県スマート農業ビジョンの「事業実施に当たっての取組主体に対する条件」

県は本事業の実施に当たり、取組主体に対して次に掲げる条件を付す。

### (実施要綱等の遵守)

取組主体は、国交付等要綱、国実施要領、県交付要綱・実施要領、山梨県補助金等交付規則を遵守し、取組を行わなければならない。

### (契約に当たっての条件)

取組主体は、事業を遂行するため、売買等の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

また、随意契約を行う場合であっても、原則2社以上からの見積合わせを行わねばならない。

### (助成金の返納)

取組主体は、助成金を受けた後に交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。

### (助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額の扱い)

助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

### (財産の管理等)

助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を返納させることがある。

### (財産処分の制限)

取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の規定により農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

適正化法第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則第5条及び別表の規定により定める処分制限期間とする。

処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けなければならない。また、取得財産

等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(目的外使用の禁止)

取組主体は、補助事業により取得した財産について、処分制限期間内においては、地域協議会長（高度利用計画取組主体にあつては、都道府県知事）の承認を受けずに、助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(事業に係る帳簿および証拠書類の保管)

取組主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、事業完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

また、補助事業により取得した財産については、処分制限期間を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、助成金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

本事業の実施については、この条件に定めるもののほか、知事が別に定めるところによる。